(趣旨)

第1条 新潟空港整備推進協議会会長(以下「会長」という。)は、新潟空港発着のハバロフスク線、ウラジオストク線及びハルビン線(以下「新潟空港北東アジア路線」という。)の利用促進を図るため、旅行会社が、新潟空港北東アジア路線を利用した研修・交流団体旅行を実施する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の交付対象者(以下「助成対象事業者」という。)は、旅行業法(昭和27年 法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた国内の事業所(本社、地区営業本部、支社、 支店、営業所)とする。

(交付対象)

- 第3条 助成金の対象となる旅行(以下「対象事業」という。)は、新潟空港北東アジア路線 を利用した募集型企画旅行又は受注型企画旅行で、団体旅行運賃を適用した団体旅行とし、 次のいずれの条件も満たすものとする。
 - (1) 旅行会社が企画・実施する5名以上の団体旅行であって、研修や交流のメニューを含む旅行であること。
 - (2) 申請日以降に、旅行会社が募集又は受注する旅行であり、申請年度の3月31日までに実施・完了すること。

(交付基準)

第4条 助成金の交付金額は、1人1万円とし、限度額は50万円とする。

(交付の条件)

- 第5条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
 - (1) 事業の内容の変更(第8条に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、会長の承認を受けること。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項。

(交付申請書)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者は、事業を開始する日までに助成金交付申請書(別記第1号様式)を会長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、各助成対象者について当該助成金に係る消費税等仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない助成対象者については、この限りではない。

(変更の交付申請)

- 第7条 第5条の(1)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、事業計画変更承認申請書(別記第2号様式)を、会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の承認をするとき、必要に応じ交付決定を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更の範囲)

- 第8条 第5条の(1)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - (1) 助成金の増額を伴わない 20%以内の助成金変更の場合
 - (2) 研修の目的、内容に変更が生じない場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第5条の(2)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)を、会長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 10 条 第 5 条の(3)の規定により会長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由並びに事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第 11 条 助成事業の完了の日から起算して、30 日を経過した日又は助成金の交付のあった 年度の翌年度の4月 10 日のいずれか早い期日までに実績報告書兼助成金請求書(別記第4 号様式)を会長に提出しなければならない。
- 2 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、前項の実績報告書兼助成金請求書を提出するに当たって当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請を行い、第1項の実績報告書兼助成金請求書を提出した後において、消費税等の申告により助成金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した助成対象者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(別記第5号様式)により速やかに会長に報告するとともに、会長の納入通知書を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該助成金の額の確定の日の翌年5月31日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 会長は、前条に規定する実績報告書兼助成金請求書を受理した場合は、その内容を 審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、その旨を通知するものとする。 2 会長は、前項の額の確定を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(概算払請求)

第13条 会長は、助成対象事業者から前条に規定する場合以外で助成金の概算払請求書(別 記第6号様式)の提出があった場合、その内容を審査し、やむを得ないと認めた場合は概 算払いをすることができる。

(交付決定の取消)

- 第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定額の全部又は一 部を取り消すことができる。
 - (1) 助成対象事業が中止されたとき
 - (2) 期間内に事業を遂行する見込みがないとき
 - (3) 第3条に規定する交付対象の要件を満たさなくなったとき
 - (4) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき
 - (5) 交付申請の内容と事業の実績が著しく異なるとき

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(助成対象事業者及び交付対象に関する規定の特例措置)

2 新潟空港整備推進協議会は、新潟空港北東アジア路線の状況等にかんがみ、当分の間、 第2条に規定する助成対象事業者及び第3条に規定する交付対象について、要綱に定める ところにより、新潟空港北東アジア路線の利用促進等に資するため必要な特例措置を講ず ることとする。

(助成対象事業者の特例)

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施・完了される団体旅行に限り、助成 対象事業者を次のとおりとする。
 - (1) 旅行業を営むもの